令和５年度 「ひょうご子ども・若者応援団」一般助成事業実施要領

（事業目的）

第１条　この要領は、青少年育成団体等の活動を支援し、青少年の健全な育成を図ることを目的として、公益財団法人兵庫県青少年本部（以下「青少年本部」という。）が実施する「ひょうご子ども・若者応援団」一般助成事業（以下「助成事業」という。）を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定める。

（対象事業者）

第２条　助成事業の対象となる事業者は、青少年の健全育成を目的として活動を行っている青少年団体・グループ（以下「団体等」という。）であって、次の各号の条件をすべて満たすものとする。

(1)　定款又は規約等の会則を有し、代表者又は責任者が明確であるとともに、定款又は規約の中に、青少年の健全育成の趣旨が記載されていること。

(2)　５名以上の会員又は構成員を有し、団体等として独立した経理を行っていること。

(3)　兵庫県内に活動拠点を有し、県域で１年以上活動していること。

(4) 宗教活動や政治活動を目的としていないこと。

(5)　暴力を用いる反社会的行動をしていないこと。

(6) 活動が公共の福祉に反していないこと。

２　前項の規定に関わらず、青少年本部理事長（以下「理事長」という。）は助成事業の趣旨に合致し、理事長が特に必要と認めるものについては、対象事業者とすることができる。

（対象事業）

第３条　助成事業の対象は、次に掲げる青少年の健全育成を目指す事業とする。

(1) 青少年の自然体験

(2)　青少年の社会参加

(3)　青少年の非行防止

(4) 青少年リーダーの養成

(5)　青少年の自立支援

(6)　青少年の国際交流

(7) 青少年を含む世代間・地域間交流

(8) その他、理事長が必要と認める事業

（対象外事業等）

第4条　 次のいずれかの事業については、この要領に基づく助成事業の対象から除外する。

(1)　国、県、市町から助成を受けている事業

(2)　他の団体に対する補助、委託を目的とした事業

(3) 団体の本来業務の事業（入団式等）、メンバーシップ事業（一般からの参加者募　　集をせず、その団体の構成員のみを対象とした事業）

(4) 青少年本部の助成（子どもの冒険ひろば等）との併用実施事業

(5) 常設して行われる事業に対し必要な経費（維持・運営経費）

（助成の額・事業の対象となる経費及び事業期間）

第５条　助成事業における助成額、対象経費、及び対象事業の期間は、次のとおりとする。

(1) 助成額「定額」　 １件当たり予算の範囲内で１０万円を限度とする。

(2) 対象経費 　 謝金、旅費、需用費、印刷製本費、役務費、使用料、その他特に事業の執行に必要と認められる経費

(3) 対象事業の期間　 [上期]令和５年４月１日から令和５年９月３０日まで

　　　　　　　　 　　[下期]令和５年１０月1日から令和６年３月３１日まで

（事業申請）

第６条　助成を受けて事業を実施しようとする団体等は、一般助成事業申請書(様式第１号)及び理事長が定める添付書類を、その指定する期日までに理事長あて提出しなければならない。

２　上期に助成を受けた団体等は下期に事業の申請をすることができない。

３　同一団体等への助成は通算３回までとし、３回目の助成年度の翌年度から２年間は申請をすることができない。

（事業決定）

第７条　理事長は、前条の規定により事業の申請があった場合、事業推進委員会（以下「委員会」という。）を設置し、委員会に意見を求めるものとする。

２　理事長は、委員会の意見を踏まえ、助成すべき事業と認めたときは、一般助成事業助成決定通知書（様式第２号）により、又は助成すべき事業と認めがたいときは、一般助成事業決定通知書（様式第２－２号）により当該申請者に通知する。

（事業の遂行、事業の取消し）

第８条　助成事業を行う団体等（以下「助成団体」という。）は、事業決定の内容に従い、善良な管理者の責任をもって事業を行わなければならない。

２　理事長は、助成団体が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、助成の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要領の規定に違反したとき。

(2) 助成金を助成事業以外の用途に使用したとき。

(3) 事業の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(4) 助成事業に関して、偽りその他不正行為を行ったとき。

(5) 第１０条の実績報告書が提出されないとき。

３　理事長は取消しの決定を行った場合には、その旨を一般助成事業交付決定取消通知書（様式第３号）により当該助成団体に通知するものとする。

（事業の変更、中止又は廃止）

第９条　助成団体は、第１号に掲げる変更を行おうとする場合は、一般助成事業変更承認申請書（様式第４号）を、第２号に掲げる中止又は廃止を行おうとする場合は、一般助成事業中止（廃止）承認申請書（様式第５号）を理事長に提出しなければならない。

(1) 助成事業の内容に変更（軽微な変更を除く）が生じたとき。

　　(2) 助成事業を中止又は廃止するとき。

２　理事長は、前項の申請に対し申請事項を承認すべきものと認めたときは、その旨を一般助成事業変更承認通知書（様式第６号）又は一般助成事業中止（廃止）承認通知書（様式第７号）により当該申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第１０条　助成団体は、助成対象事業を完了したときは、事業の完了後３０日以内、又は令和６年４月１２日（金）のいずれか早い日までに、一般助成事業実績報告書(様式第８号)を理事長に提出しなければならない。

２　理事長は、報告書が期日までに提出されないことについてやむを得ない理由があると認める場合は、報告期日を延長することができる。

（助成金額の確定、交付）

第１１条　理事長は、前条の報告書の提出を受けたときは、当該報告書等の書類を審査し、事業決定の内容に適合すると認めたときは、助成金額を確定し、一般助成事業確定通知書(様式第９号)により通知するものとする。

２　理事長は、確定した助成金額が、交付決定額と同額であるときは前項の規定による通知を省略することができる。

３　理事長は、助成金額の確定後、助成事業者から提出される一般助成事業助成金請求書(様式第１０号)により助成金を交付する。

（帳簿等の備付け）

第１２条　助成金の交付を受けた団体は、当該助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿、又はこれに類する書類を具備しなければならない。

（その他）

第１３条　この要領に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附　則

　この要領は、令和４年１２月２１日から施行する。